

秋田県の知財への取り組み

秋田県科学技術課

目 次

1. はじめに
2. 知的財産を用いた地域産業振興策の概要
3. 知的財産戦略推進状況の概要
4. 弁理士に期待すること

.....

1. はじめに

社会経済の発展にとって、特許など知的財産が果たす役割が年々増してきている中、秋田県では、県自らが保有する知的財産の管理手法を総合的に見直して、県の研究機関で産み出された特許などの知的財産を、本県産業の振興のため積極的に活用していく仕組みづくりを進めています。

その第1歩として、平成16年3月に、知的財産の創造、保護及び活用に関する指針を「秋田県知的財産戦略（第1期戦略）」として策定したところですが、本戦略に基づき実施している具体的施策などについて紹介いたします。

2. 知的財産を用いた地域産業振興策の概要

(1) 知的財産からみた本県の特徴

特許行政年次報告書2004年版（都道府県別出願件数表）によると、2003年における本県全体の特許出願件数は196件（全国44位）であり、長年にわたって全国低位となっています。

その一方で、公設試験研究機関に限ってみると、毎年30件前後の特許を出願し、現在までの出願延べ件数が約170件となっているなど、積極的に知的財産を創造しており、本県の特徴としては、知的財産創造母体として公設試験研究機関の果たす役割が極めて大きいといえます。

(2) 知的財産における公設試験研究機関の役割

秋田県の公設試験研究機関では、ここ数年、知的財産の創造だけでなくその社会還元についても積極的に取り組んできています。

県有特許の実施許諾は、平成16年9月末現在で延

べ26件（契約更新含まず）となっていますが、昨年度の実施許諾が8件、今年度徴収した実施料が約110万円と、それぞれ過去最高となりました。

著名大学や企業からみれば、特筆に値しない実績と映るかもしれませんが、公設試験研究機関の役割として、研究開発や技術指導だけでなく、優れた知的財産の創造と社会還元も重要であると認識されるようになり、秋田県の公設試験研究機関においてもそのような考えのもと、積極的な知的財産の創造、社会還元に取り組んでいます。

(3) 知的財産に関する新たな試み

後述する「秋田県知的財産戦略」に基づき実施している主な取り組みは、以下のとおりです。

【創造分野】

- ・優れた知的財産を創造する研究開発の推進（県内企業との共同研究の積極的推進）
- ・職務発明制度の見直し（相当の対価にあたる各種補償金の増額検討）
- ・知的財産人材の育成（職員向け勉強会の定期開催）

【保護分野】

- ・出願目的の明確化、及び知的財産権化の推奨
- ・弁理士等知的財産専門家の有効活用

【活用分野】

- ・県有特許の積極的情報発信・営業活動（県有特許の企業向け商談会の開催）
- ・実施許諾制度の見直し、権利譲渡制度及び不要特許権消滅制度の創設（「貸す」「売る」「捨てる」3制度の同時整備）

3. 知的財産戦略推進状況の概要

平成16年3月に策定した秋田県知的財産戦略は、知的財産のうち特許に関する戦略を示した「第1期戦略」という位置づけであり、今後、品種や商標など他の知的財産に関する戦略を加えて、平成16年度末ま

で「第2期戦略」として発展させる予定となっています。

また、本戦略は、大別して県に関する戦略と県内企業に関する戦略から構成されています。

(県) 県有特許の積極的な創造、保護及び活用による
本県産業の振興

(企業) 自社独自の知的財産戦略策定・実行の奨励

県内企業に関する戦略については、今後の議論を待つ部分が多数含まれていることから、これ以降は県に関する戦略について述べたいと思います。なお、本戦略は下記ホームページからダウンロードできますので、ご覧くださいようお願いします。

<http://www.pref.akita.jp/gakujutu/tizai/>

(1) 基本理念

地方自治体であり非営利団体である県は、基本的には自ら業として特許を利用することはありません。

—自己実施という積極的効力を期待し得ない地方自治体が、産業上利用可能な新技術等についての独占排他的権利を取得する意義・目的とは何かという命題に対して明確な答えを示すこと—公金を原資として活動する地方自治体の知的財産戦略では、このことが最も重要と考えます。

秋田県では、県有特許を次のように定義し、それを本戦略上の基本理念としています。

○県有特許は「産業推進力」であり「企業競争力」であること。

○県は、特許を豊富に産み出し、適正に権利化・保護し、積極的に社会還元して、本県の産業振興等を図らなければならないこと。

県有特許とは、本県産業の振興等に寄与して初めて価値を有すること、逆に考えれば、本県産業の振興等に寄与できる特許こそ県有に値すること、この価値観を全職員で共有できたとき、知的財産戦略は自ずと走り出すのではないかと考えます。

(2) 戦略の概要

上述した基本理念を掲げたことにより、必然的に本戦略の最重要事項は「出願目的の明確化」と「積極的社会還元」となります。

「出願目的の明確化」に関しては、基本特許や防衛特許などの考え方を整理したうえで、出願目的別に具体的行動指針（審査請求の必要性や登録後の管理方針など）を示す「県有特許ロードマップ」を策定し、特

許出願の道標としました。

また、「積極的社会還元」に関しては、実施許諾のあり方などを示した「県有特許技術移転方針」を策定し、併せて権利譲渡制度の創設など制度面での整備を行いながら、県有特許の積極的情報発信・営業活動を行うこととしました。

詳細については、先に示したホームページをご覧ください。ただここでここでは省略しますが、県有特許の意義・目的の再確認、出願目的の明確化、積極的社会還元が本戦略の柱となっています。

4. 弁理士に期待すること

公設試験研究機関で実施した研究開発により、産業上利用可能な優れた成果が得られた場合、地方自治体では、通常は弁理士を代理人として特許出願しますので、願書作成や先行技術調査などに関しては、弁理士の助言を受けることができます。

しかし、特許に関する実務上法律上の問題は、特許出願時にのみ発現するわけではありません。共同研究契約や実施許諾契約を第三者との間で締結するときには、特許権や実施権の取り扱いなどに関する様々な法律上の疑義が生じますし、地方自治体が有する知的財産権が他者の権利と抵触する場合、あるいはその逆の場合もあり得ます。そして、これらの問題を県職員のみで適法適正に処理することは極めて難しいと言わざるを得ません。

地方自治体の立場から申し上げますと、出願の代理に限らず、共同研究や共同出願、実施許諾や権利侵害など、様々な場面で随時相談できる弁理士（いわゆる顧問弁理士）の存在が、適法適正な知的財産管理業務の実現にとって不可欠となっています。

地方自治体と弁理士とが連携することで、戦略的な知的財産の創造、保護及び活用と、それによる地域産業の振興が図られることを切に願い、結びの言葉いたします。

お問合せ先

秋田県企画振興部学術国際局科学技術課
産学官連携班

TEL: 018-860-1264

FAX: 018-863-6966